

「やまぐち結婚応援パスポート事業」実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、新たに結婚する世帯等の経済的負担の軽減を目的とする「やまぐち結婚応援パスポート事業」の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において「やまぐち結婚応援パスポート事業」（以下「事業」という。）とは、新婚の者又は結婚を予定している者（以下「新婚の者等」という。）が、協賛店舗において、やまぐち結婚応援パスポート（以下「パスポート」という。）を提示することにより、料金の割引などのサービスを受けることができる事業をいう。
- 2 「新婚の者等」とは、次のいずれかに該当する県内居住または県内居住予定の者をいう。
 - (1) 1年以内に婚姻届を提出予定の者
 - (2) 婚姻届を提出後1年以内の者
 - (3) その他、やまぐち子育て連盟（以下「連盟」という。）が適当と認める者
- 3 この要綱において「協賛店舗」とは、新婚の者等に対し、サービスを提供する店舗として、連盟が登録したものをいう。
- 4 この要綱において「サービス」とは、新婚の者等を対象とした次に掲げるサービスをいう。
 - (1) 料金の割引、無料
 - (2) ポイント加算、クーポン券・サービス券提供、利率優遇
 - (3) 商品・景品提供

(事業の実施)

第3条 事業は連盟が主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。

- 2 連盟は、次の事務を行う。
 - (1) 協賛店舗の募集
 - (2) 協賛店舗の登録及び更新
 - (3) ステッカー等の交付
 - (4) 新婚の者等への事業の広報
 - (5) 協賛店舗のサービスの広報

(協賛店舗の取組)

第4条 協賛店舗は、新婚の者等に対し、可能な範囲で独自に設定したサービスを提供するものとする。

- 2 サービスの提供に関する経費は、協賛店舗が負担するものとする。

(登 録)

第5条 協賛店舗として登録を受けようとする者は、協賛申込書（様式1）を連盟に提出する。

- 2 連盟は、申込内容が適当であると認めるときは、協賛店舗として登録する。
- 3 連盟は、申込者に対し登録の適否を通知するとともに、登録した時はステッカー等を交付する。

(ステッカーの取扱)

第6条 協賛店舗は、ステッカーを店舗入り口や会計窓口など利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

2 協賛店舗は、サービスを中止した場合、ステッカーの掲示をしてはならない。

(変更・中止)

第7条 協賛店舗は、申込内容を変更しようとする場合又はサービスを中止しようとする場合は、速やかに変更(中止)届(様式2)を連盟に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 連盟は、協賛店舗の申込内容に虚偽があるなど、協賛店舗として不相当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(パスポートの使用)

第9条 新婚の者等が協賛店舗においてサービスを利用しようとする場合は、パスポートホームページの「お申し込みフォーム」、またはパスポートカード申込書(様式3)により、連盟へ申請し、交付されたパスポート画像、またはパスポートカードを提示するものとする。

2 パスポートの有効期限を次に定めるとおりとし、期限を過ぎた場合は使用してはならない。

(1) 1年以内に婚姻届を提出予定の者については、同届提出予定日から1年後の日とする。

(2) 婚姻届を提出後1年以内の者については、同届提出日から1年後の日とする。

(3) 第2条第2項(3)に掲げる者についての有効期限については、別に定める。

3 パスポートは、交付を受けた者に限り使用できることとし、他人に貸与・譲渡してはならない。

4 協賛店舗等は、必要に応じて、パスポート提示者に対して、書類等の提出等を求め、当該パスポートを使用できる者であると確認することを、特典提供の条件とすることができる。

5 パスポートの不正使用があった場合は、連盟は当該パスポート使用者に対してその使用の中止を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の実施に関し必要な事項は、別に連盟が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月7日から施行する。